

川根本町高齢者等の運動習慣化による介護予防事業推進委員会次第

日時 令和7年12月17日(水)

午後6時30分~

場所 山村開発センター2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員長及び副委員長の選出

5 川根本町高齢者等の運動習慣化による介護予防事業について

- (1)川根本町の高齢者の現状と事業実施の経緯について
- (2)事業の目的、内容及び事業計画について
- (3)その他

6 質疑応答・意見交換

7 閉 会

川根本町高齢者等の運動習慣化による
介護予防事業推進委員会 委員名簿

(任期)自 令和7年11月13日~至 令和8年3月31日

(敬称略)

職名	氏名	摘要
委員	鈴木 淳二	川根本町スポーツ推進委員 (第3条第2項第1号委員)
委員	前田 修児	川根本町スポーツ協会 (第3条第2項第1号委員)
委員	市川 菜穂	かわねライフスポーツクラブ (第3条第2項第1号委員)
委員	諸田 強	川根本町いきいきクラブ連合会 (第3条第2項第2号委員)
委員	中村 博	株式会社 KAWANE ホールディングス (第3条第2項第2号委員)
委員	神東 美希	一般社団法人 エコティかわね (第3条第2項第3号委員)
委員	中森 亮介	川根本町商工会 (第3条第2項第3号委員)

川根本町高齢者等の運動習慣化による介護予防事業について

1 川根本町の高齢者の現状と事業実施の経緯

(1)高齢化率と後期高齢化率

令和7年4月現在、本町の高齢化率は52.1%、後期高齢化率は33.0%と県内二番目に高い値となっている。(令和7年度高齢者福祉行政の基礎資料)

(2)認定率と一人当たりの介護給付費

第1号被保険者に占める認定者の割合(21.2%)、一人当たり介護給付費(361.3千円)がともに県内一高い。(令和4年度介護保険事業年報(静岡県)の概要)

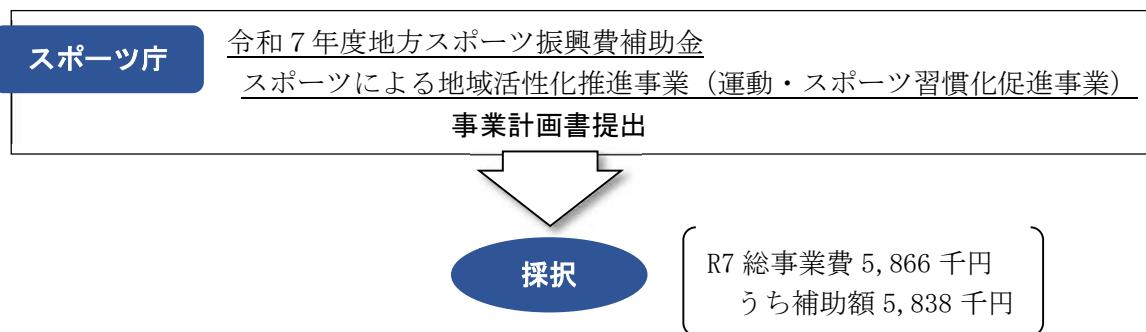
(3)お達者年齢

令和5年の「お達者年齢」(0歳からの平均自立期間)は、市町別で男性は82.1年で1位、女性は84.1年で25位との結果が公表された。(参考:令和4年は、男性が81.3年で3位、女性が83.4年で31位となっていた。)

(4)運動習慣の大切さへの意識

介護予防事業参加者への調査では、7割を超える高齢者が、自身の健康維持に必要だと考えるものとして、「運動」と回答した。「高齢者の運動習慣に関するアンケート」高齢者福祉課独自調査)

このような状況を踏まえ、現状の改善、発展のため事業計画書をスポーツ庁に提出



2 事業の目的

- 高齢者等の歩行による運動習慣を高めることで、介護予防と健康寿命の延伸を促し、更なる「元気な高齢者が多いまち」の実現を目指す。
- 運動の習慣化によって得られる医療費などの削減効果を検証し、今後の町の福祉、保健、スポーツ振興といった分野の施策立案に役立てる。

3 事業の内容

(1)運動習慣化事業【事業費 4,969千円】

ア 対象 おおむね65歳以上の高齢者 100人
(生きがい対応型デイサービス通所者と一般公募参加者、それぞれ50人ずつ)

※現時点での参加者 95人(11月末現在)

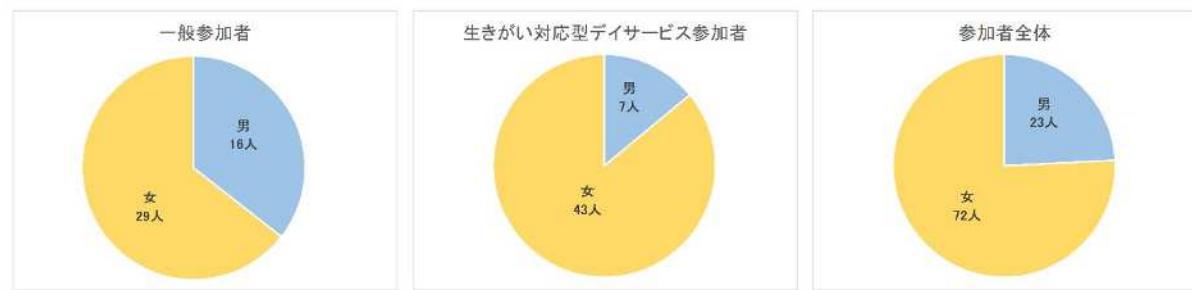
- ・生きがい対応型デイサービス 50人(「高齢者生きがいの郷」及び「憩いの家いすみ」利用者から)
- ・一般公募 45人(参考:別添募集チラシ 新聞折込、公式ホームページ、公式line等で告知)

【参加者の属性】

【年代】



【性別】



イ 概要

活動量計（歩数、歩行時間、総消費エネルギーなど4項目）と体組成計（体脂肪率、内臓脂肪レベル、筋肉量、BMIなど8項目）にて参加者のデータを計測、ICTを活用してデータを収集し、システムで一元管理する。これらのデータは、参加者や管理者（町）がアプリやポータルサイトで常時閲覧できるよう可視化する。

※活動量計は、本体に30日分の歩数等のデータが保存される。それ以降、古いデータは順次消去されるため、30日に1回以上の送信が必要となる。

【事業のイメージ】



ウ 参加者への説明

・一般公募参加者説明会

日時及び場所等	11月25日（火）午後1時30分～川根本町役場3階会議室	13人
	11月27日（木）午後1時30分～総合支所2階中会議室	6人

内容	<ul style="list-style-type: none"> 活動量計の配付、使用方法等の説明 アンケート調査への協力 体組成計測定ほか
----	---

※一般公募のうち、説明会不参加者は個別に対応

・生きがい対応型デイサービスへの訪問

高齢者生きがいの郷	12月3日（火）午前10時15分～	13人
憩いの家いづみ	12月5日（木）午前10時15分～	22人

※生きがい対応型デイ参加者のうち、訪問日の不在者へは施設に対応を依頼

(2) その他運動習慣化の取り組み

ア 生きがい対応型デイサービス通所者

区分	内容	協力団体
健康促進サービスセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ノルディック・ウォーク（随時） 介護予防セミナー（全6回） 	(生きがい対応型デイサービス運営受託者) KAWANE ホールディングス

イ 一般公募参加者

区分	内容	協力団体
ウォーキングイベント	町内トレッキングコースでのガイドトレッキング 12月9日（火）、14日（日） 1月15日（木）（全3回の予定）	(一社) エコティかわね
ノルディック・ウォーク教室 本川根B&G海洋センターとの連携	B&G海洋センターの主催事業を案内 11月11日（火）、27日（木） 12月2日（火）、11日（木） 1月16日（金）、29日（木） 2月5日（木）、19日（木）（全8回）	かわねライフスポーツクラブ

ウ 全高齢者向け

区分	内容	実施・協力
元気いっぱい教室 本川根B&G海洋センターとの連携	ご当地体操「ちよっくら体操」改め、「茶Ki 茶 Ki（ちやきちやき）体操」の普及ほか 11月11日（火）～3月17日（火） 33地区の巡回により実施	地域包括支援センター 本川根B&G海洋センター

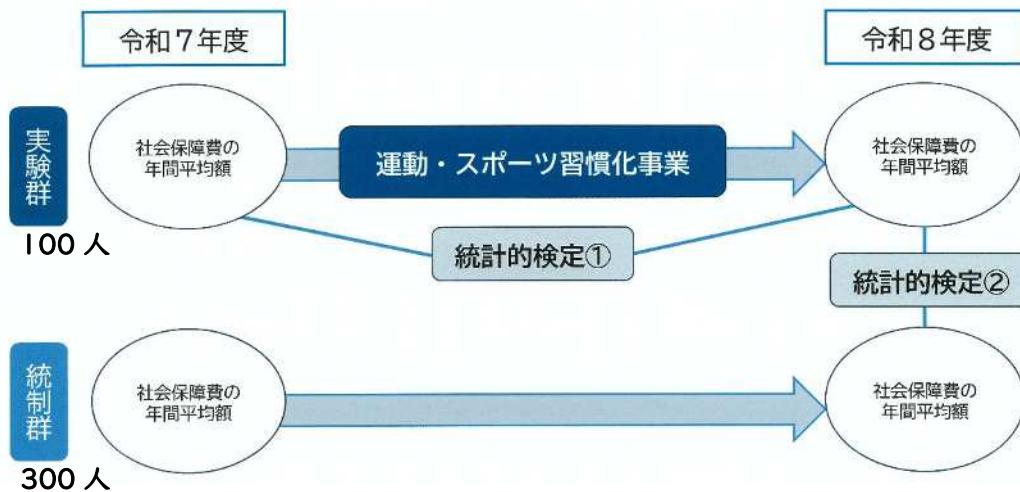
(3) 医療費適正化額分析事業【事業費 770 千円】

運動習慣化事業の参加者(100人)と非参加者(300人)の医療費等の社会保障費を比較して、運動の習慣化の効果を検証する。

【事業のイメージ】

1. 検証の方法

- ◆高齢者の歩行を中心とした運動・スポーツ習慣化事業を実施した群(実験群)と実施していない群(統制群)に分け、社会保障費の年間平均額を比較
- ◆統計的検定①
令和7年度に比べて、令和8年度の社会保障費の年間平均が減少しており、かつ統計的検定で有意であれば、運動・スポーツの習慣化事業の効果あり
- ◆統計的検定②
実験群で統制群よりも令和8年度の社会保障費の年間平均が減少しており、かつ統計的検定で有意であれば、運動・スポーツの習慣化事業の効果あり



4 事業計画

- (1) 期間 令和7年度～令和9年度
- (2) 内容
- ・歩行習慣化事業
 - ・医療費適正化額分析事業
 - ・ノルディック・ウォーク教室、ウォーキングイベント
 - ・茶Ki茶Ki体操(ちやきちやき)の普及
 - ・介護予防運動習慣化講座の開催ほか

川根本町高齢者等の運動習慣化による介護予防事業推進委員会設置

要綱

(設置)

第1条 高齢者等の歩行を中心とした運動習慣化により介護予防を推進する事業（以下「事業」という。）を、円滑かつ効果的に実施するため、川根本町高齢者等の運動習慣化による介護予防事業推進委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 事業の計画策定及び実施に関すること。
- (2) 事業の進捗管理、評価及び検証に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 運動・スポーツ団体及び組織の関係者
- (2) 高齢者等団体及び福祉サービス提供団体の関係者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された年度の末日までとする。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める、その意見を聞くことができる。

(書面による会議)

第8条 委員長は、必要と認めた場合には、書面による会議を行うことができる。

- 2 書面による会議は、委員の回答の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、書面による会議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(事務局)

第9条 高齢者福祉課内に事務局を設置し、委員会の事務を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。